

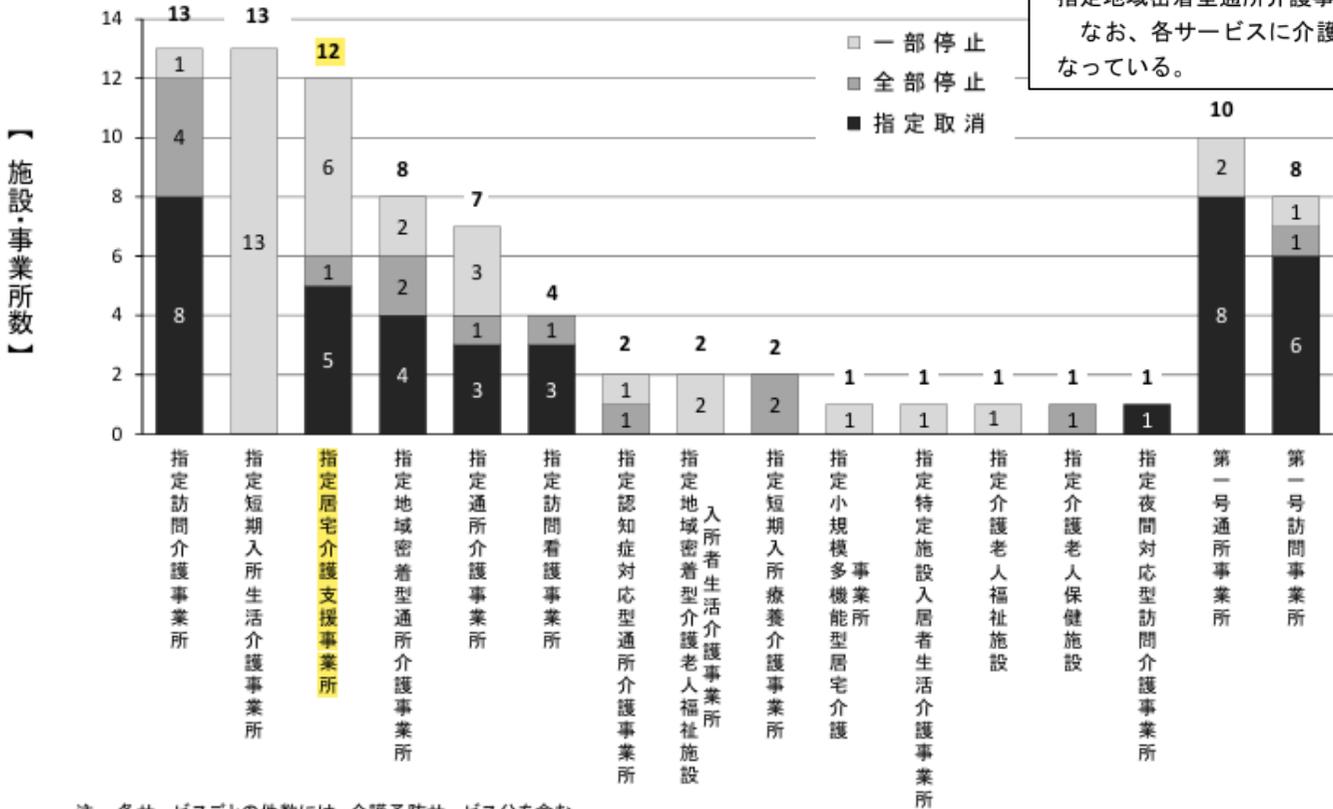
令和 6 年度 居宅介護支援事業所等集団指導 連絡事項等

1. 指定取消等行政処分状況について

令和 6 年 3 月 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（総務課介護保険指導室）より

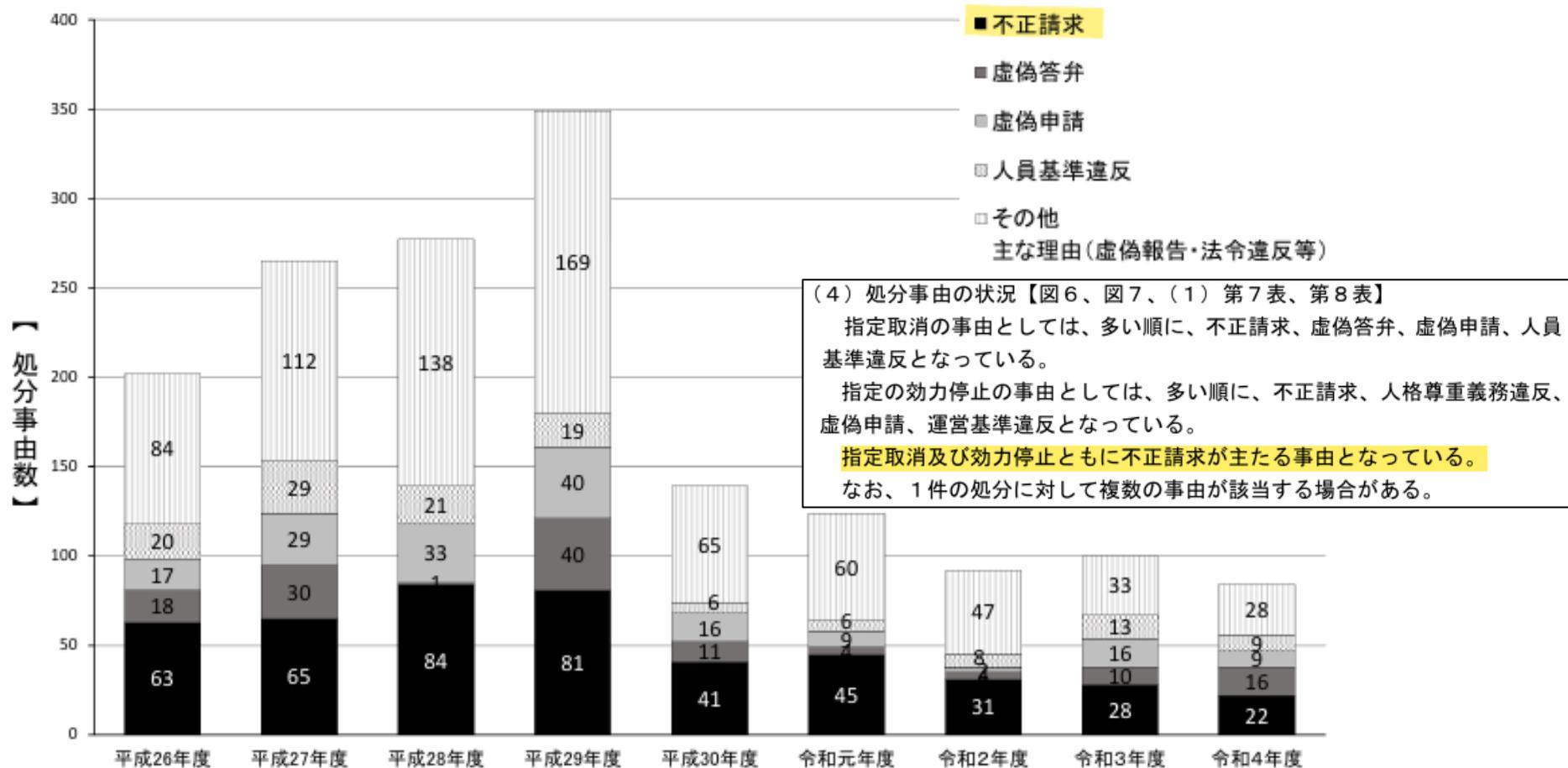
**4. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等
数内訳【サービス別】(令和4年度)**

(2) サービス種別ごとの状況【図 4】
 指定取消等の行政処分は、指定訪問介護事業所及び指定短期入所生活介護事業所がそれぞれ 13 件と最も多く、つづいて**指定居宅介護支援事業所 12 件**、指定地域密着型通所介護事業所が 8 件等となっている。
 なお、各サービスに介護予防サービスがある場合にはそれを含めた件数となっている。



6. 指定取消件数の年次推移【処分事由別】 (平成26年度～令和4年度)

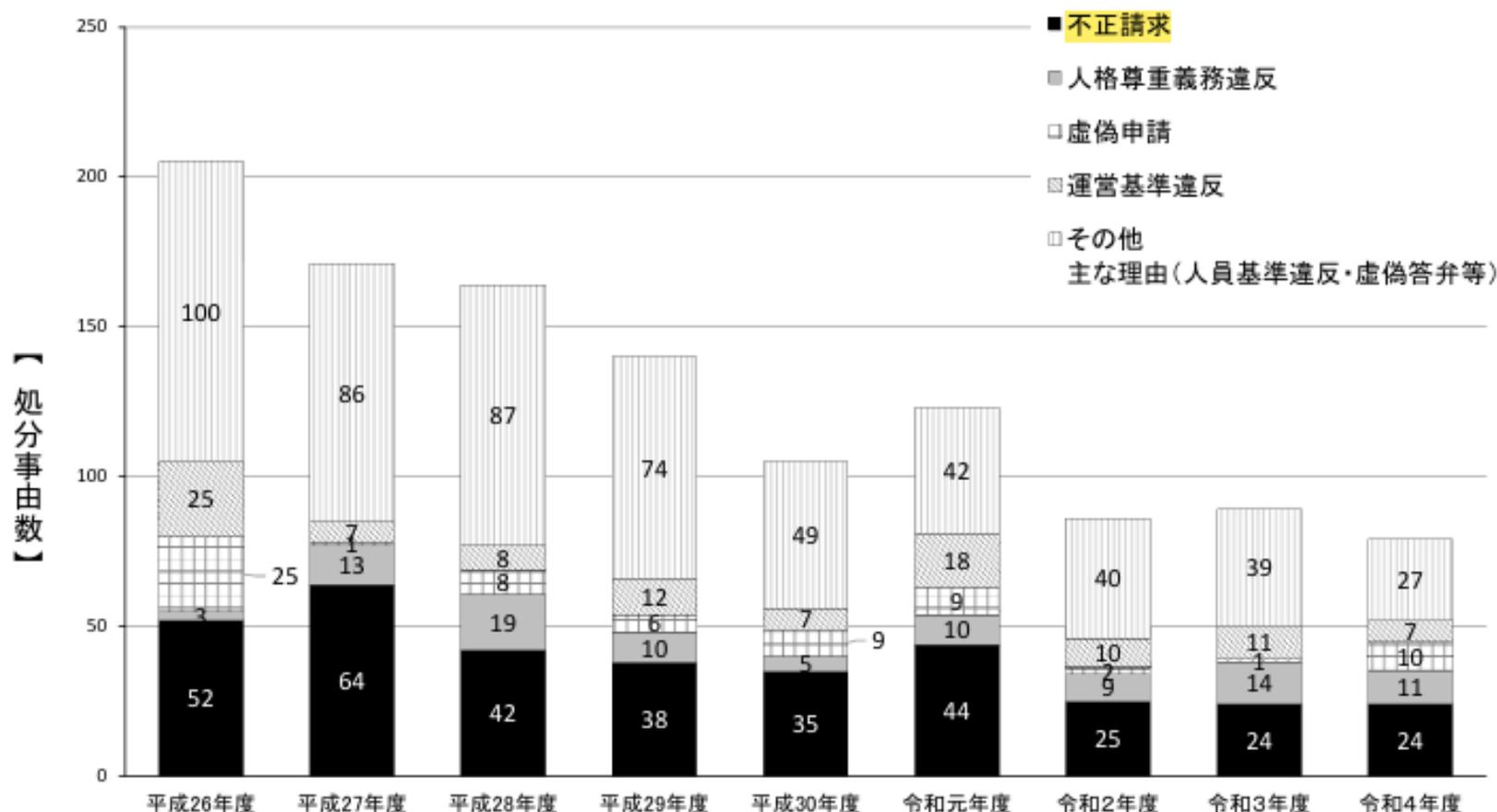
(図6)



- 注： 1) 処分事由は令和4年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

7. 指定の効力の停止件数の年次推移【処分事由別】 (平成26年度～令和4年度)

(図7)



- 注：1) 処分事由は令和4年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。
 5) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した件数である。

指定取消等行政処分の具体的内容について

令和5年度（居宅介護支援）処分通知等より

事例1）愛媛県東温市

3 処分の内容

指定取消

4 処分年月日

令和6年2月28日

5 処分理由

介護給付費の不正請求（介護保険法第84条第1項第6号）

- ・運営基準減算をする必要があるにも関わらず、当該減算を行うことなく、不正に介護給付費を請求し受領した。
- ・介護支援専門員証の有効期間満了日の把握を怠り、管理者である主任介護支援専門員が有効期間失効の状態介護支援専門員として業務を行い、不正に介護給付費を請求し受領した。

6 返還額の概算

11,515,728円（加算額含む。）

事例 2) 山梨県甲府市

3 処分年月日 令和6年3月27日

4 処分効力発生日 令和6年4月26日

5 指定取消理由

(1) 運営基準違反 (法第84条第1項第3号該当)

課題分析の未実施、サービス担当者会議の未実施、居宅サービス計画の説明及び同意の未実施、居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等の未実施のものが確認された。

(2) 不正請求 (介護保険法第84条第1項第6号該当)

運営基準違反に該当する状態にもかかわらず、運営基準減算を行うことなく、不正に介護報酬を請求し、受領していた。

(3) 虚偽報告 (介護保険法第84条第1項第7号該当)

居宅介護支援業務に当たって必要とされる書類の説明・同意及び交付、利用者の居宅への訪問などを、実際には行っていないにもかかわらず、それらが行われたかのように書類や記録を作成し、虚偽の報告を行った。

(4) 虚偽答弁（法第84条第1項第8号該当）

居宅サービス計画に位置付けた指定通所介護事業所が、事業所として指定を受けた場所で指定通所介護を提供していないことを知っていたにもかかわらず、監査時に「知らなかった」と答弁した。

(5) 不正不当な行為（法第84条第1項第11号該当）

居宅サービス計画に位置付けた指定通所介護事業所が、事業所として指定を受けた場所で通所介護の提供をしていないことを知っていたにもかかわらず、不正不当な実績報告に基づいた給付管理票を作成し、通所介護費の不正請求をほう助した。また、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護事業所が、訪問介護としてのサービス提供をしていないことを知っていたにもかかわらず、不正不当な実績報告に基づいた給付管理票を作成し、訪問介護費の不正請求をほう助した。

6 返還額（加算金を含む。）

精査中

事例3) 福岡県福岡市

2 処分の内容等

- 処分の内容 : 指定の一部効力停止 6 か月 (新規利用者の受入停止)
処分年月日 : 令和 5 年 8 月 10 日
一部効力停止期間 : 令和 5 年 8 月 11 日から令和 6 年 2 月 10 日まで

3 事案の概要

居宅介護支援事業者は、利用者に対し少なくとも月に 1 回モニタリング（居宅サービス計画の実施状況の把握）を実施し、記録するよう運営基準で定めているが、平成 30 年 1 月から令和 4 年 4 月の間、当時の管理者兼介護支援専門員が、一部利用者に対するモニタリングの実施や実施記録の作成を怠っていたもの。

当時の管理者は、上記運営基準違反が給付費の減算に該当することを認識していながら、減算を行わず給付費を請求し、その他関連する加算についても、算定要件を満たさないことを認識していながら加算を請求し、受領したほか、福岡市の監査において、モニタリング実施に関する虚偽の記録を提出した。

(法第 84 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号)

4 事業者に対する経済上の措置について

事業者名	返還請求額 ※ ¹
	25,704,936円

※¹ 法第 22 条第 3 項の規定に基づく不正利得に係る加算金 (40/100) を含む。

事例4) 新潟県長岡市

3 指定の一部の効力の停止の期間及び内容

令和5年9月1日から令和6年2月29日までの6箇月間、新規利用者の受入停止及び介護報酬の請求上限を7割とする。

4 指定の一部の効力の停止の理由

(1) 運営基準違反（法第84条第1項第3号）

監査対象期間（令和3年1月から令和5年5月まで）において、以下の違反が認められた。

ア 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して説明が必要な事項（利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることや、前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合等）について、文書を交付して説明を行っておらず、理解したことについて署名を得ていない。

イ 以下の一連のケアマネジメント業務を適切に実施していない。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接してのアセスメント
- ② サービス担当者会議の開催又は担当者への照会
- ③ 居宅サービス計画原案の利用者又はその家族に対する説明及び同意
- ④ 居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付
- ⑤ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接してのモニタリング及び結果の記録

ウ 居宅サービス計画が未作成の期間がある。

(2) 介護給付費の不正請求（法第84条第1項第6号）

居宅介護支援費について、(1)のア及びイに該当する場合は減算して請求しなければならないこと、ウに該当する場合は請求できないことを認識しながら、当該対応をとらず、介護給付費を不正に請求し、受領した。

5 返還請求額

11,776,149円（法第22条第3項の規定による加算金含む。）